

改正

令和元年9月11日告示第161号

令和4年3月25日告示第51号

令和5年3月31日告示第76号

令和6年3月31日告示第128号

中野市広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、市の財産を広告媒体として有料で企業等の広告を掲載させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が所有する施設及び車両

イ 市で作成する印刷物

ウ 中野市公式ホームページ

エ その他市長が広告の掲載を認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告掲載の対象制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(5) 青少年の健全な育成を阻害するもの

(6) その他市長が広告媒体に掲載する広告として不相当と認めるもの

(広告主の資格)

第4条 広告主は、市税の滞納その他市長が別に定める税の滞納がないものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要な要件は広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、募集方法、広告料、選定方法等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告に関する責任)

第6条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、広告掲載が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反したとき。
- (2) その他市長が広告掲載の運営に支障があると認めるとき。

(広告料等の還付)

第8条 前条の規定による取消しがあった場合において、既に納付された広告料その他の料金は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告審査委員会)

第9条 第5条に規定する広告の規格等及び広告媒体への広告掲載の可否並びに中野市ネーミングライツ事業実施要綱(令和元年中野市告示第161号)第2条第4号に規定するネーミングライツ事業に係る可否について審査するため、中野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は副市長をもって充て、委員は総務部長、健康福祉部長、福祉事務所長、子ども部長、くらしと文化部長、経済部長、建設水道部長、消防部長、教育次長、議会事務局長及び企画財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。
- 7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 前2項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じ持ち回りにより審査させることができる。
- 10 委員長は、審査に必要があると認める者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

11 委員会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月29日から施行する。

附 則 (令和元年9月11日告示第161号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第51号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第76号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日告示第128号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。